年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会）
令和8年5月 21 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　4件

厚生年金保険関係　　4件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500643 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600025 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 27 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　平成７年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 27 万 6,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500644 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600026 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 32 万 2,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 58 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月 14 日

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 32 万 2,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500656 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600027 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 45 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 37 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 45 万 1,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500660 号
厚生局事案番号　：　関東信越（厚）第 2600028 号

第１　結論

請求者のＡ社における平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額を 36 万 9,000 円に訂正することが必要である。

平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 30 年 12 月 14 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 52 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 30 年 12 月

請求期間の賞与の記録がないが、当該期間にＡ社から賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳並びにＡ社の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書及び預金通帳から判断すると、請求者は平成 30 年 12 月 14 日に標準賞与額 36 万 9,000 円に見合う賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 30 年 12 月 14 日の賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについてはいずれも不明と陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号　：　関東信越（受）第 2500654 号
厚生局事案番号　：　関東信越（国）第 2600004 号

第１　結論

平成 13 年 12 月から平成 14 年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 40 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 13 年 12 月から平成 14 年３月まで

請求期間について国民年金保険料の申請免除期間になっているが、当時は保険料の免除制度を知らず、保険料を納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、請求期間当時、国民年金保険料の免除申請手続をした記憶がないので、保険料を納付したはずである旨主張している。

しかしながら、日本年金機構が保管するＡ市の国民年金被保険者名簿によると請求期間は申請免除期間とされ、オンライン記録により免除申請日は平成 13 年 12 月 17 日、その処理日は平成 14 年１月 11 日であることが確認できる上、請求期間当時、請求者が住民登録していたＡ市は、請求期間に係る国民年金保険料の収納に関するデータ等を保管していない旨回答しており、請求者が請求期間の保険料を納付していたことはうかがえない。

また、請求期間当時、国民年金保険料の免除申請承認の可否は、基本的には世帯の所得額を基に勘案され、所得状況が前年度の所得状況と著しく異なる等により保険料の拠出が困難と認められるときにも事情を考慮した上で保険料を免除することができるとされているところ、オンライン記録によると、元配偶者はそれまで勤務していた会社を退職したことにより平成 13 年 12 月１日付で厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、請求期間の国民年金記録は申請免除期間となっていること、並びに免除申請日及び処理日も請求者と同日であることから判断すると、世帯分を併せて免除申請されたと考えるのが自然である。

さらに、請求期間は申請免除期間となっており国民年金保険料の納付を要しない期間であることから、当該期間の保険料を納付した場合、当該保険料は過誤納となるが、請求者及び元配偶者に国民年金保険料の納付記録及び過誤納記録はない上、社会保険オンラインシステムによる氏名検索では、別の基礎年金番号を確認することはできず、請求期間は、基礎年金番号が導

入された平成９年１月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた期間でもあることから、請求期間の年金記録の管理について過誤が生じたとは考え難い。

加えて、請求者は国民年金保険料の納付書の受取状況、納付方法等について具体的に記憶しておらず、そのほか、請求者が、請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情もない。

これらの請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。